

薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点（その2）

令和2年5月8日 日本薬剤師会

① 補助額

補助額は、実施要綱の定める範囲に基づき、以下の通りとする。

なお、最終的な薬局での負担額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。

|                                      |                                     |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合 | 薬剤の配送に要した費用の全額                      |
| 処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合          | 薬剤の配送に要した費用のうち、 <b>200円</b> を差し引いた額 |

「薬剤の配送に要した費用」は、以下の通りとする。

○薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：

交通費等の実費額相当として、距離を問わず、**300円/1件**とする。  
 宿泊療養施設に対し複数人分を同時に届けた場合も「1件」と考える。

○配送業者を利用した場合：配送料

② 請求額

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。0410対応の患者負担分（200円）は、薬局が患者から徴収すること。

| 処方箋              | 配送方法   | 県薬への請求額  | 患者負担 <sup>(注)</sup> |
|------------------|--|----------|---------------------|
| CoV 自宅<br>CoV 宿泊 | 薬局の従事者   | 300円     | 0円                  |
|                  | 配送業者   | 配送料全額    |                     |
|                  | 宿泊療養施設の患者に薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とし、300円を都道府県薬剤師会へ請求する。<br>※この場合の請求手続きは、以下⑤の【別紙】に全件を記載した上で、代表する1件のみ請求（○を記入）し、それ以外は○をしない（空欄のまま）こと。 |          |                     |
| 0410 対応          | 薬局の従事者   | 100円     | 200円                |
|                  | 配送業者   | 配送料-200円 |                     |
|                  | 1か所の届け先について複数人分を薬局の従事者が届けた場合、複数人分であっても1件とする。<br>※この場合の請求手続きは、CoV 自宅、CoV 宿泊と同様とする。  |          |                     |

(注) 患者負担分は、薬局が患者から徴収する。